

大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年5月27日

大阪市会議長 木下吉信様

提出者

柳本 顕	北野 妙子	多賀谷 俊史
川嶋 広稔	船場 太郎	新田 孝
高野 伸生	足高 将司	荒木 幹男
床田 正勝	黒田 當士	加藤 仁子
有本 純子	富岡 朋治	西川 ひろじ
永井 啓介	太田 晶也	福田 賢治
田中 ひろき	山本 修子	武 直樹
奥野 正美	松崎 孔	長尾 秀樹
小林 道弘	森山 よしひさ	

(別 紙)

大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例

大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「原則として公募により行うものとする。ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。」を「公募により行うことができる。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

校長の採用について、公募を原則とすることを改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は修正

大阪市立学校活性化条例（抄）

(校長の採用等)

第10条 校長の採用は、本市の職員に対する募集を含め、原則として公募により行う
公募により行うことができ
ものとする。ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場
る。

合は、この限りでない。

2-4 省 略